**一般社団法人日本小児看護学会研究助成用　Q＆A**

2013.4.14　学術交流推進活動委員会

2013.9.19　学術・研究推進委員会改訂

2015.2.20　　　　　　　　　　　改訂

2016.2.22　　　　　　　　　　　改訂

**＜申請者・共同研究者、応募資格について＞**

Q1：今年学会員になったのですが、応募できますか？

　A：申請者（代表者）および共同研究者すべてが応募年度の会費を振り込まれた本学会の会員であれば可能です。

Q2：現在、病院で働きながら大学院にも在籍しているのですが、応募できますか？

　A：本学会の会員であり、応募年度の会費を振り込まれていれば可能です。ただし、応募する研究テーマは大学院の単位や学位論文に関するものは認めていません。

Q3：現在訪問看護ステーションに勤務をしていますが、応募できますか？

　A：はい、できます。申請者（代表者）の所属が訪問看護ステーションや病院、養護施設など大学や研究機関以外であれば応募が可能です。

Q4：外国人ですが応募できますか？

　A：会員であればできます。

Q5：海外からの申請はできますか？

A：会員であればできます。

Q6：現在、病棟で取り組んでいる研究があります。すでに研究が始まっていますが、申請することはできますか？

　A：はい、可能です。ただし、その研究に掛かった費用を過去に遡って請求することはできません。申請した年度に必要な物だけが助成対象となります。

Q7：同一の申請者が複数応募できますか？

A：研究内容が異なっていれば、同一申請者からの複数応募は可能です。

Q8：同一の施設から複数応募できますか？

A ：Q7に同じく、研究内容が異なっていれば、同一施設からの複数応募は可能です。

Q9：前回採択された者が再度、応募することはできますか？

A： はい、応募することは可能です。

Q10：共同研究者に外国国籍、海外在住の研究者を含めることは可能でしょうか？

A：学会員であれば、可能です。

**＜研究テーマ、研究計画書について＞**

Q11：研究対象は海外の医療や福祉政策・制度等でも構いませんか？

A：研究により得られた知見が、日本の医療・福祉の発展に寄与できると考えられる場合は、構いません。

Q12：研究計画書に参考資料等を添付することはできますか？

A：学会所定の研究計画書以外に参考資料を添付することはできません。

**＜助成金の使途について＞**

Q13：助成金使途内訳について載っていませんが、研究に必要な物品購入費以外に、何に使うことができますか。

　A：研究のデータ収集等にあたっての交通費やパンフレット制作費、配布用ファイル購入費などに使用することは可能です。不明な点については申請時に委員会にご相談下さい。

Q14：新しいケア方法を導入するための講師を海外から招くための渡航費等に助成金を使うことはできますか？

　A：研究目的にそっていれば可能です。

Q15：助成金の研究課題に関連する学会の参加費・交通費・年会費を支出させていただくことは可能でしょうか？

A：助成金の中から自己研修費を支出することは原則として不可能です。ただし、研究実施のために必要不可欠な技術修得がある場合は、学会で検討いたしますので、申請時に委員会にご相談下さい。

Q16：予算を消化し切れなかった場合はどうなりますか？

A：予算は全額使用することが原則です。予算執行において問題が生じた場合は、速やかに委員会にご連絡、ご相談下さい。

Q17：助成金でパソコンなどの備品の購入はできますか？

A：2015年度から申請額の総計の50％までならパソコン、プリンタなどの備品を購入しても良いということになりました。

**＜報告書の提出、成果発表について＞**

Q18：研究が予定通り進まず、報告書を助成年度内に提出できない場合は提出期限を延長することはできますか？

　A：原則として、報告書の提出期限は延長できません。提出期限までの研究の進捗状況と進行中であることを報告書に記載し、定められた期日までに提出をお願いいたします。

Q19：研究成果の発表は、日本小児看護学会学術集会以外で発表してもよいでしょうか。

　A：できます。ただし、交付期間終了後、定められた期間内に必ず日本小児看護学会の学術集会または学会誌いずれかで発表をして下さい。

Q20：研究成果発表は、口演と示説のどちらで行えばよいでしょうか。

　A：研究成果の発表形態は、口演と示説のどちらでもかまいません。ただし、どちらにおいても日本小児看護学会の助成を受けた研究であることを必ず明示して下さい。